

閲覧用

令和 7 年 7 月 25 日

第 7 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第7回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長 半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の作成に対し、適否の意見を付し中間管理機構に進達する件

議案第4号 令和6年度農業委員会成果説明の承認を求める件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

5. 会議概要

午前 9 時 48 分 開会

○事務局次長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

本日農政課長がコロナで休みを取ってしまして、本日は代理で私が進行等させていただきますので、よろしくお願いします。

定刻前ですけど皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきますと思いますが、よろしいですか？（「はい。」の声あり。）

定刻前ではございますがいま皆様からご了解を頂きましたので、只今から令和 7 年第 7 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思っております。では会長よろしくお願いします。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

ここ 2・3 日、朝 5 時頃になると結構涼しいですけど、日中がだんだん暑くなって、本当に人命に係る様な暑さで大変だなと思っていますけれども、頑張らないわけにはいけないので、頑張っていきたいと思っております。

それと今年は早いもので、稲の方も出穂が始まって、何か例年よりも半月は早いのかなと思って、そんな感じも見受けられます。多分来月の県北での研修会には稲刈りの真最中になるのではないかと思いますけれども、欠席の無い様に参加をお願い致します。

それから国政選挙の方も終わりました、色々思いもありますけれども、我々農業委員会というか農家の方々は前に進むしかないので、まず皆で頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

それではあんまり余計な事は言わないで、早速議事に入りたいと思います。お願いします。

○議 長 まず本日の出席ですが全員出席という事で、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、まずこの総会は成立している事をご報告致します。

次に日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、1 番の大宮孝則委員と 2 番の角田真由美委員にお願い致します。よろしくお願いします。

次に日程第 2「会期の決定」でございますけれども、会期は本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい、ありがとうございます。異議なしという事で本日 1 日と決定させていただきます。

それから日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 4 号、そして報告事項が第 1 号及び第 2 号となっております。よろしくお願い致します。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」ですけれども、進行番号 1 は私に関連のあるものですので、進行を庄司会長職務代理者にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。第1号議案・進行番号1を上程します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、福田字中添。地目が台帳及び現況が田。面積が414㎡となります。その外1筆ございまして、田2筆で計574㎡です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により譲与する。譲受人当該地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額又は賃借料無償（贈与）になります。移転の別と致しましては許可後。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。また理由書の提出がございます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。それでは担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は畑作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に係わっております。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ないです。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。進行番号1は許可相当と致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございました。続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、字山崎町。地目が台帳及び現況が畑。面積が284㎡です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しましては居宅1棟64.66㎡、駐車場2台。工事期間と致しましては、令和8年1月4日から令和8年5月31日。農地区分は第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は山崎公園西側の住宅地にあり、平坦な場所のため問題はない

と思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字一軒地。地目台帳が畑、現況が雑種地となっております。面積が135㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、駐車場として利用する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しましては駐車場6台。工事期間と致しまして、令和6年4月1日から令和6年4月30日。農地区分が第3種農地となっております。すでに駐車場として利用されていまして、理由書の提出がありました。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は毛萱街道踏切付近の住宅地で、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。事前着工で駐車場は完成していましたが、特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願ひ致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事です。これから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明願います。

○事務局主事 はい、進行番号3・西部地区。申請地と致しまして、字東新町。地目が台帳及び現況が畑。面積が220㎡となっております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しましては、居宅1棟57.96㎡、駐車場3台。工事期間と致しましては。令和7年9月25日から令和8年3月30日。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は緑町公園西側にあり、区画されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。近くに畑がありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当はしません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。よろしくお願い致します。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。まとめて上程致しますが私に関連がありますので、進行を交代致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。第3号について賃貸人が同じですが、進行番号1から35及び、関連がある報告事項も併せて上程致します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」ですが、進行番号1から35までまとめてご説明させて頂ければと思いますけれど、再設定案件で、事前にお配りしている事から省略させて頂きます。また報告第1号の「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1から5も関連がある報告事項となっておりますので、こちらも省略させて頂きます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、麦・大豆を行うという事なので特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資するものと認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。もう1人加藤委員。

○加藤照男委員 はい、調査内容は鈴木委員と同じであります。意見も同様でありますので、省略させて頂きます。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。どなたか質疑のある方はございますか？（「なし。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。再設定の案件ですので一括して採決します。第3号議案・進行番号1から35について、許可相当とし農地中間管理機構に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、第3号議案1から35まで許可相当とし、中間管理機構に進達する事に致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 長 はい。次に第4号議案「令和6年度農業委員会成果説明の承認を求める件」でございします。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。（第4号議案について、資料を基に朗読説明。）

○議長 長 はい、ただいま事務局の方から色々説明がございました。皆さんの方からこれについて、何か質疑のある方は挙手でお願い致します。ないですか？（「なし。」の声あり。）

ない様ですので、これから採決を致します。第4号議案について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に報告第2号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。また進行番号2も借人が同じですので、併せて上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字稗田前。地目が台帳及び現況が田。面積が258㎡となっております。理由と致しましては、貸人相手方要望により貸し渡す。借人鷺沼3号雨水調整池基本設計に係る地質調査を行う。一時転用です。権利設定又は移転の別と致しまして、使用貸借権設定。施設概要と致しましては搬入路120㎡、ボーリング調査1箇所。工事期間と致しましては、許可日から令和7年9月30日まで。農地区分は第3種農地となっております。

続きまして進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字稗田前。地目が台帳及び現況が田。面積が368㎡となっております。もう1筆ございまして、合わせて田2筆の計934㎡です。その他は進行番号1と同様になりますので、省略させていただきます。最後に訂正がございまして、備考欄に報告第1号となっておりますが報告第2号でした。大変失礼致しました。以上になります。

○議長 長 はい、そういう事でございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願いします。ないですか？（「ないです。」の声あり。）

ないという事でございますので、これで報告第2号・進行番号1と2を終わりたいと思います。

はい、その他皆さんから何かございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事で、本日の案件は全て終了しました。これで閉めたいと思います。ありがとうございました。

○事務局次長 会長どうもお疲れ様でした。最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件承認頂きました。ご苦労様です。これで会議を終わります。
(「お疲れ様でした。」の声あり。)

午前 10 時 23 分 閉会

令和7年7月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 

印

署名委員（1番委員） 大 宮 孝 則



署名委員（2番委員） 角 田 真由美



令和7年7月 第7回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）